

板橋区国民健康保険保健事業プラン2029の策定について
(第三期保健事業の実施計画(データヘルス計画)・第四期特定健康診査等実施計画)

1 計画の基本的事項

(1)背景

平成25(2013)年の「日本再興戦略」において、国民の健康寿命延伸のための予防・健康づくりに資する新たな仕組みとして『データヘルス計画』が掲げられ、作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとされた。

それを受け、厚生労働省は平成26(2014)年に保健事業指針の一部を改正し、区市町村国保は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を図るための実施計画(データヘルス計画)を策定し、実施することとした。

その後、平成30(2018)年から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、また、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針2020)」において、各保険者が策定するデータヘルス計画の標準化を推進することとなった。

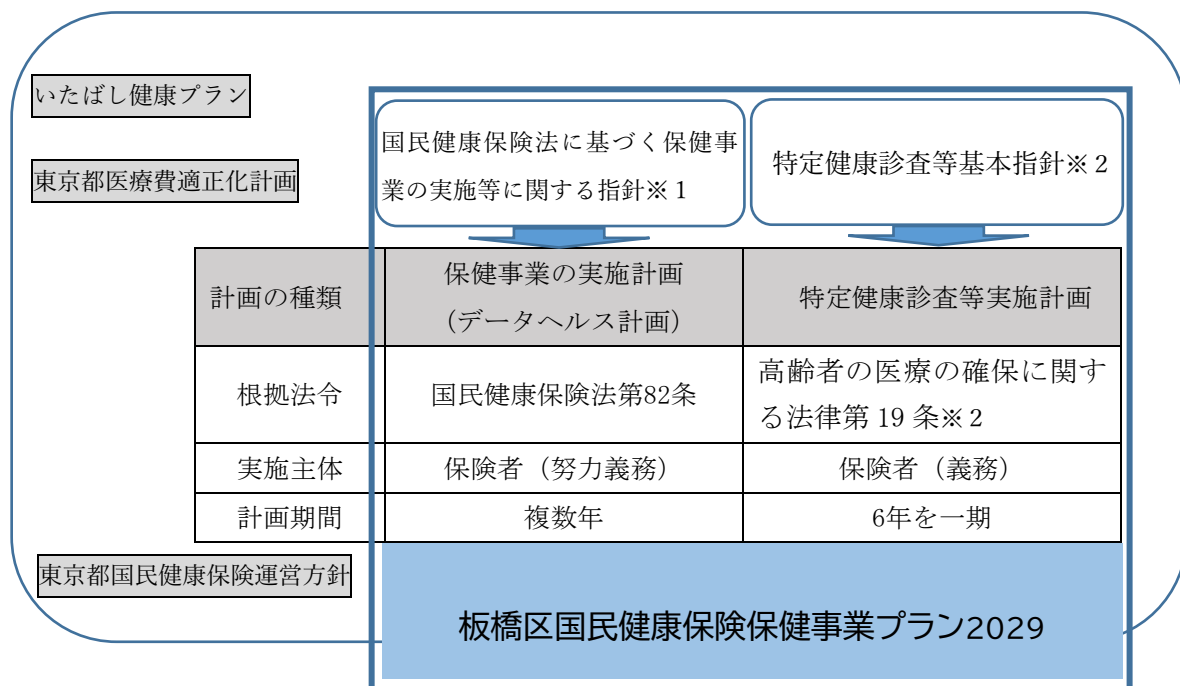
(2)目的

健康の保持増進、生活の質(QOL)の維持向上を図り、医療費の適正化に資することを目的とする。その実現のため、特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法等を定める「特定健康診査等実施計画」と、その実施状況の評価を目的としたデータヘルス計画(保健事業の実施計画)を一体的にまとめた「板橋区国民健康保険保健事業プラン2029」を策定する。

(3)計画の位置付け

データヘルス計画は、保険者としての区市町村が、国民健康保険法に基づく「国の指針」に従って策定する計画である。

また、この計画は、「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」に示された、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を踏まえるとともに、東京都や区が定めるいたばし健康プラン等の他の計画と整合を図っていく。



※1 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針

第五 保健事業の実施計画(データヘルス計画)の策定、実施及び評価

市町村及び組合は、健康・医療情報を活用した被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤が近年整備されてきていること等を踏まえ、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画を策定したうえで、保健事業の実施及び評価を行うこと。

※2 高齢者の医療の確保に関する法律(第18条第1項、第19条第1項)

第十八条 厚生労働大臣は、特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針を定めるものとする。

第十九条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、六年ごとに、六年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画を定めるものとする。

2 計画期間

特定健康診査等実施計画は6年を計画期間と定められており「国の指針」に示されているように、データヘルス計画はこれと一体的に策定することが望ましいとされている。よって、計画期間は令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とする。

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
板橋区国民健康保険保健 事業プラン2023		板橋区国民健康保険保健事業プラン2029					

3 基本的視点

(1)標準化の推進

今回の策定の特徴は、データヘルス計画において、都道府県レベルで評価指標の設定等を標準化する方針が国より示され、保険者の健康課題を効果的かつ効率的に解決するために一定の基準を設定し、評価方法などを統一して行くこととされたところである。

東京都は、国立大学法人東京大学未来ビジョン研究センターデータヘルス研究ユニット(東京大学)等と連携し、評価指標の設定や計画策定等の流れの共通化を進めてきた。区では、東京都が示した「第三期データヘルス計画策定用データヘルス計画標準化ツール」を用い、計画を策定し、経年的にモニタリングを行い、客観的な健康課題の状況を把握していく。

(2)取組の推進

板橋区国民健康保険の現状分析と前期計画の実施状況を勘案し、取組の方向性を定める。また、医療費の抑制を視野に実効性のある方策を検討する。

4 検討組織

(1)庁議

(2)板橋区国民健康保険保健事業プラン策定検討会

健康生きがい部 部長及び所課長級職員

(3)板橋区国民健康保険保健事業プラン策定検討会作業部会・事務局

国保年金課職員

5 区民意向の反映

国民健康保険運営協議会委員からも意見を徴するとともに、基本は被保険者からの意見を求めるところだが、広く本計画の素案についてパブリックコメントを実施予定である。

6 策定スケジュール(案)

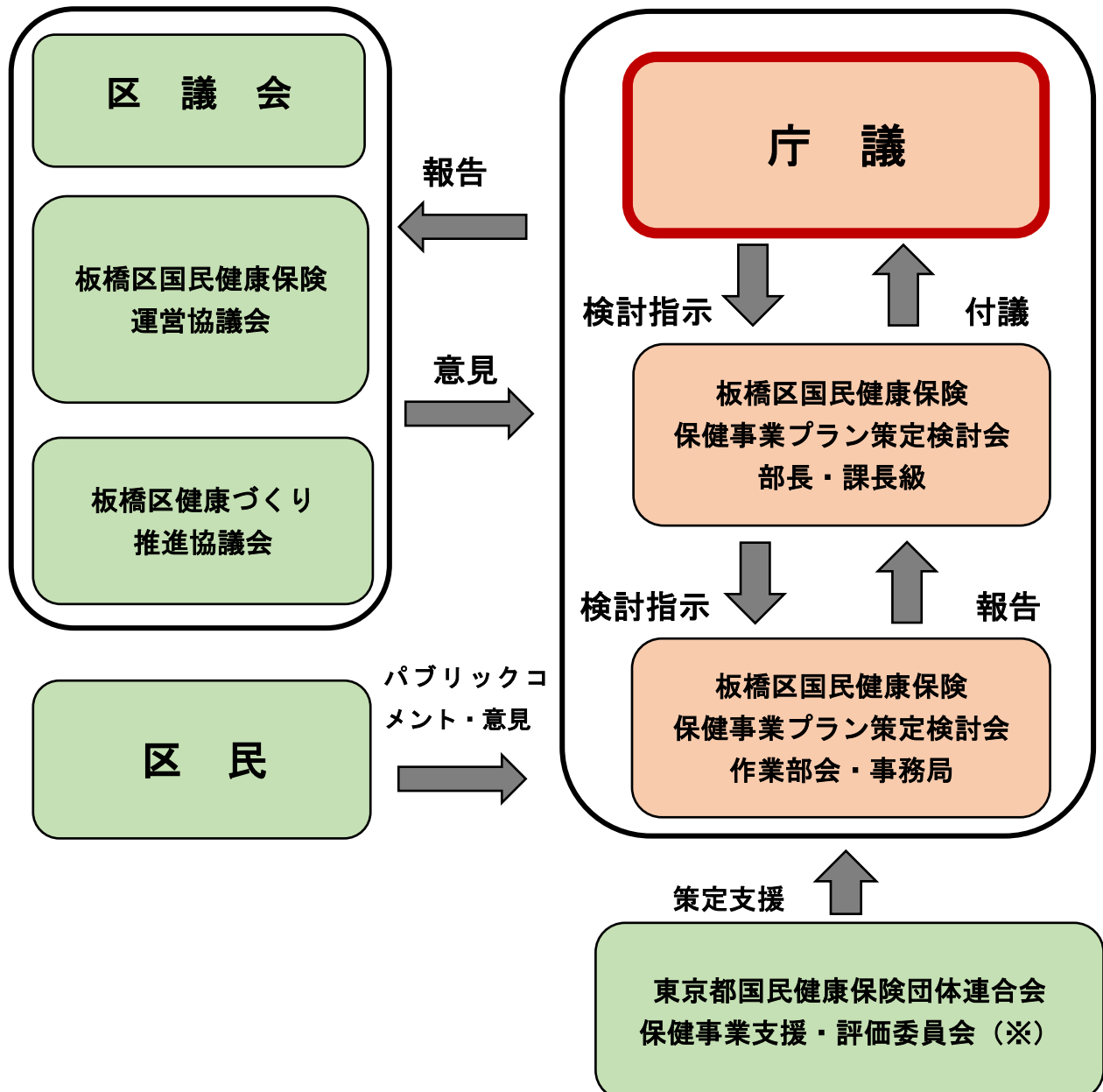
	板橋区国民健康保険運営協議会	板橋区健康づくり推進協議会	庁議及び議会	板橋区国民健康保険保健事業プラン策定検討会	作業部会事務局
令和5年 4月					
5月					・策定体制・スケジュール確認・レセプト分析・計画案検討
6月					
7月				①基本方針検討	計画案作成
8月		基本方針	基本方針 議会		東京都国民健康保険連合会保健事業支援・評価委員会策定支援（8月～10月）
9月				②計画案検討	
10月					
11月			計画素案報告 議会	③計画素案報告	パブリックコメント実施
12月	計画素案意見聴取				
令和6年 1月			計画原案報告 議会	④計画原案策定	パブリックコメント意見の公表
2月	計画原案報告				計画策定（決定）
3月		計画原案報告			

板橋区国民健康保険保健事業プラン2029

板橋区国民健康保険 保健事業プラン 2029

(第三期保健事業の実施計画(データヘルス計画)・第四期特定健康診査等実施計画)

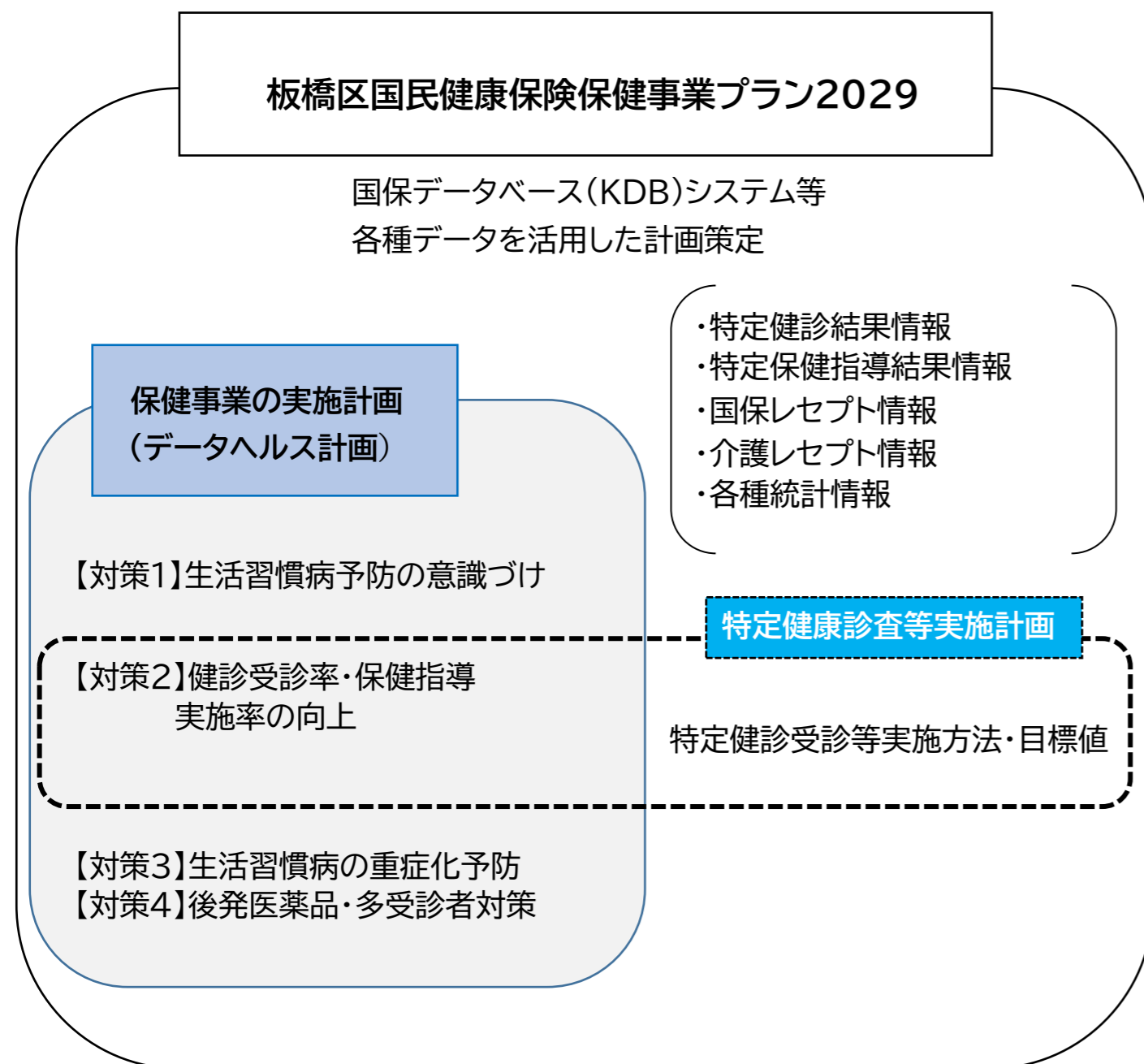
策定体制



※保険者が効果的・効率的に保健事業を展開できるよう支援することを目的に、東京都国民健康保険団体連合会が設置。保険者の申請に基づき計画策定支援、保健事業の評価における助言等を行う。

～計画について～

本計画は、保険者である板橋区が保健事業を総合的に企画し、より効果的かつ効率的に実施するためのデータヘルス計画と、保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導に関する目標値と具体的な実施方法を定めた特定健康診査等実施計画を、一体的に策定するものである。前期計画の期間が満了することに伴い、今回次期計画として「板橋区国民健康保険保健事業プラン2029」を策定する。



○ データヘルス計画の標準化

令和2年に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2020」において都道府県単位で標準化等の取組が掲げられた。また、都は都内区市町村が共通で活用できる共通評価指標の設定をすることを方針として示した。

標準化のメリット

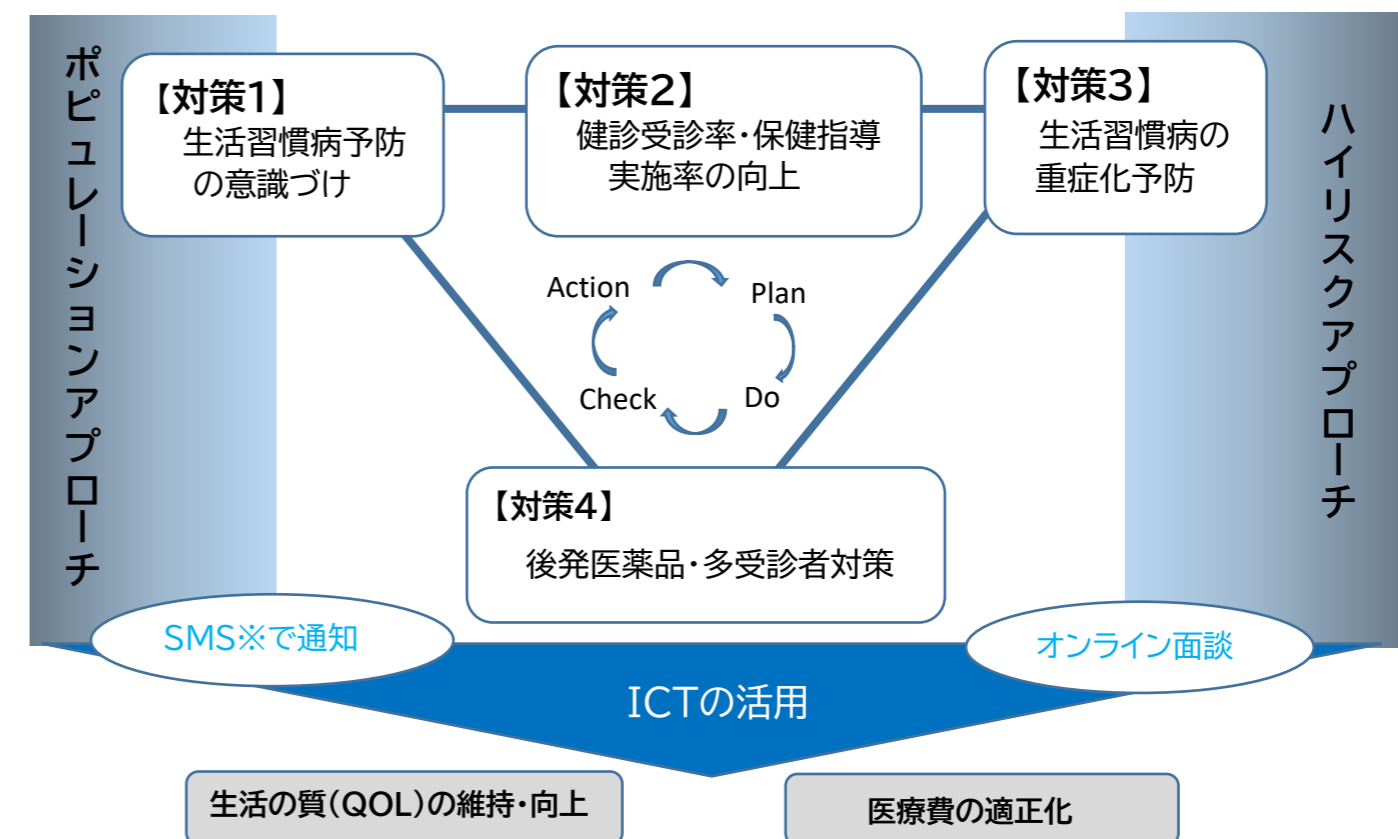
- ・一連の流れを共通化することで、作成担当者の業務負担を軽減できる
- ・計画について関係者の理解促進、他計画等との調和の検討が容易になる
- ・計画を整理する過程を通して計画全体を点検し、よりよい計画の策定につながる

共通評価指標のメリット

- ・都内の他区市町村と比較して板橋区の客観的な状況を把握できる

○ 計画の全体像

本計画では、これまでの保健事業の振り返りとデータ分析による現状把握に基づき、健康課題を明確にして、4つの対策を定めます。ポピュレーションアプローチ※とハイリスクアプローチ※双方の考え方を取り入れて、PDCAサイクルを回しながら保健事業に取り組むことで、「生活の質(QOL)の維持・向上」と、「医療費の適正化」を図ることをめざします。



※ポピュレーションアプローチ：対象を一部に限定しない、集団全体に対する予防方法

※ハイリスクアプローチ：疾患を発症しやすい高いリスクを持った個人に絞り込んだ予防方法

※SMS：ショートメッセージサービス